

働き方改革関連法成立

どうなる？ どうする？

あなたの会社の

「働き方」

6月29日「働き方改革関連法」が成立しました。これにより、「残業時間の上限規制」「年次有給休暇の付与義務の強化」「非正規雇用労働者の待遇改善」などが企業に義務付けされることとなります。

法律の成立により、「働き方」はどのように変わのでしょうか？そして企業では、施行に向けて、どのような準備が必要となるのでしょうか？

今般、政府の働き方改革実現会議構成員として、法律の原案である「働き方改革実行計画」の作成に携わった、水町勇一郎東京大学教授が、「働き方改革関連法」の詳細について説明するとともに、実務面で留意すべきポイントについて解説いたします。併せて「勤務間インターバル制度」や改正健康増進法で強化された受動喫煙対策についても、専門家が説明します。

日時

平成30年12月14日(金)

(開場12時30分)

午後1時～午後4時30分

場所

ひたちなか市文化会館小ホール

茨城県ひたちなか市青葉町1-1

- JR常磐線勝田駅下車徒歩15分
- ひたちなか海浜鉄道湊線日工前駅より徒歩5分
- 常磐自動車道那珂I.Cより30分
- 東水戸道路ひたちなかI.Cより15分

案内図



講師

① 働き方改革関連法案成立でどうなる？ どうする？ あなたの会社の「働き方」

東京大学社会科学研究所教授

水町 勇一郎 氏



② 勤務間インターバル制度について

特定社会保険労務士
働き方・休み方改善コンサルタント(茨城労働局)

山口 栄一 氏



③ 受動喫煙対策について

労働衛生コンサルタント・薬剤師

片倉 薫 氏



費用

無料

定員

350名

定員になり次第締切とします

申込

① インターネットによるお申込

ホームページ内バナーから、お申込フォームに飛び、必須事項を記載しお申込して下さい。
お申込みフォームページ ▶ <https://roukiren-ibaraki.or.jp/yoyaku1214/>

② FAXによるお申込

裏面の申込書に必要事項を記載し、(一社)茨城労働基準協会連合会までお申込して下さい。

主催：一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
茨城働き方改革推進支援センター

後援：茨城労働局
日本労働安全衛生コンサルタント会茨城支部
茨城県社会保険労務士会

～働き方改革実現会議構成員 水町 勇一郎 氏に聞く～

働き方改革関連法案成立でどうなる？ どうする？ あなたの会社の「働き方」

参 加 申 込 書

事業場名			
事業場所在地	〒		
部署名		TEL	
		FAX	
氏名（ふりがな）		氏名（ふりがな）	
・本講演のなかで触れてほしい事項等がございましたらご記入ください。 〔講演の参考にすることを目的にしていますので、講演の内容になることをお約束するものではありませんこと、ご了承ください。〕			

(注) 受講票等は発行いたしませんので、当日FAXした本申込書（写しでも可）をご持参ください。

FAX

029-227-4507 茨城労働基準協会連合会 宛

ご記入いただいた個人情報は、本講演会の実施のため以外には使用いたしません。

主催：一般社団法人 茨城労働基準協会連合会

水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14階

TEL：029-225-8881 FAX：029-227-4507